

京都市告示第 95 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月30日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
四ノ宮四ツ塚線	山科区日ノ岡堤谷町61番地の3地先内	旧	メートル 5.20	メートル 17.43 ~ 19.10
		新	5.20	19.10
嵐山西院線	右京区梅津尻溝町8番地の1地先から 同区梅津中倉町11番地の1地地先まで	旧	123.10	12.53 ~ 15.44
		新	123.10	12.53 ~ 15.44

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
山科日ノ岡経1号線	山科区日ノ岡堤谷町61番地の48地先から 同町61番地の42地先まで	旧	メートル 24.40	メートル 8.50 ~ 9.00
		新	24.40	8.50 ~ 15.80
勧修寺日ノ岡線	山科区北花山中道町90番地の3地先から 同町90番地の4地先まで	旧	7.30	5.41 ~ 5.56
		新	7.30	6.00

山科北花山緯 7号線	山科区北花山中道町102番地地先から 同町91番地の7地先まで	旧	20.60	4.00
		新	20.60	4.00 ~ 6.02
西七条緯5号 線	下京区朱雀分木町79番地地先内	旧	3.30	5.90 ~ 11.20
		新	3.30	5.90 ~ 8.94
吉祥院経19 号線	右京区西京極堤下町3番地の1地先内	旧	12.80	4.04 ~ 4.74
		新	11.50	4.04 ~ 4.74
嵐山祇園線	右京区梅津尻溝町8番地の1地先から 同区梅津中倉町11番地の1地先まで	旧	123.10	12.53 ~ 15.44
		新	123.10	12.53 ~ 15.44
四条通	右京区梅津中倉町11番地の1地先から 同区梅津尻溝町8番地の1地先まで	旧	123.10	12.53 ~ 15.44
		新	123.10	12.53 ~ 15.44
梅津緯54の1 号線	右京区梅津尻溝町8番地の1地先内	旧	25.00	12.01
		新	25.00	12.01 ~ 16.25
梅津緯85号線	右京区梅津中倉町12番地の5地先から 同町12番地の2地先まで	旧	9.00	2.18
		新	6.60	2.18 ~ 4.20
淀26号線	伏見区淀新町112番地の17地先から 同町124番地の2地先まで	旧	32.30	3.33 ~ 5.70
		新	32.30	5.70 ~ 6.12
淀27号線	伏見区淀新町124番地の55地先内	旧	10.80	6.50 ~ 9.60
		新	10.10	6.50 ~ 9.60

(建設局土木管理部道路明示課)